

企画競争説明書

原子力発電環境整備機構が発注する「CM素材の制作」に係る企画競争公告に基づく企画競争等については、この企画競争説明書によるものとする。

1. 公告日 2023年3月13日

2. 業務概要

(1) 業務名 CM素材の制作

(2) 業務内容 仕様書に記載のとおり

(3) 実施期間 契約締結日～2023年7月31日

(4) 納入場所 原子力発電環境整備機構 広報部 メディア広報グループ
東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル2階

3. 本件業務にかかる実施上限額

51,500,000円（消費税および地方消費税含む）

4. 競争参加資格

次の(1)から(4)に掲げる資格を満たしている企業であること。なお、共同体にて参加しようとする場合は、7.(1)の企画書等提出日の10日前程度までに5.担当箇所に記載のメールアドレス宛にその旨記載したメールを送付すること。その後、機構より送付する必要書類を用いて、申請手続きを行うこと。

(1) 次の①から④に該当しない者であること。

① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

② 審査の日前2年以内に、次のイ)からへ)までに掲げる行為をした者（法人である場合においては、その役員又は使用人であった者でその行為について相当の責任を有した者。個人である場合においては、その支配人、法定代理人、使用人であった者でその行為について相当の責任を有した者を含む。）

イ) 契約の履行に当たり故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者

ハ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ) 発注者が行う検査又は監督を妨げた者

ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

へ) 機構の定める倫理規程の違反に関与した者

③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

④ 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽

の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

- (2) 機構の2023・2024年度一般競争(指名競争)参加資格(物品・役務提供等)における業種区分「広告、企画、催事運営(映画・ビデオ・模型(展示品)等の製作含む)」において、「A」「B」等級の認定を受けている者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力又はそれらの者との関与があると認められる者でないこと。
- (4) 企画書等提出及び企画書等の選考の時点において、機構から指名停止を受けていないこと。

5. 担当箇所

〒108-0014

東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル2階
原子力発電環境整備機構 総務部 経理・資材グループ
電話：03-6371-4022 (ダイヤルイン)
mail：shizai@numo.or.jp

6. 企画競争説明書等に対する質問

〒108-0014

東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル2階
原子力発電環境整備機構
総務部 経理・資材グループ
電話：03-6371-4022 (ダイヤルイン)
mail：shizai@numo.or.jp

広報部 メディア広報グループ

電話：03-6371-4003 (部代表) (ダイヤルイン)

mail：minoue@numo.or.jp

7. 企画書等提出及び企画案説明会の日時及び場所

- (1) 2023年4月5日(水)場所及び時間は後日連絡する。
- (2) 当該企画競争参加希望者は、2023年4月3日(月)までに上記5.担当箇所にメールにてその旨を連絡すること。

8. 企画書等の提出方法

- (1) 企画書等は持参すること。企画書は、10部提出する。企画書の紙資料とともに、電子媒体でも提出する。その際のファイル形式は、原則として、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel又はPDF形式とする。
- (2) 見積書及び見積額の内訳(算定根拠)は、それぞれ封筒に入れ密封し、提出すること。なお、詳細な見積書を提出するものとし、経費を大まかに算出し作成された「概算見積」は認めない。

(3) 再委託を予定している場合は、別記様式1「実施体制図」及び再委託先の事業概要並びに業務実績等を提出のこと。電子データも併せて提出すること。

9. 企画書等の無効

企画競争公告に示した競争参加資格のない者の提出した企画書等、提出資料に虚偽の記載をした者の提出した企画書等は無効とし、無効の企画書等を提出した者を契約先候補者としていた場合には、契約先候補者の決定を取り消す。

10. 契約先候補者の決定方法

契約先候補者の決定に当たっては、企画書等の内容が、機構に設置する企画選考委員会において評価した結果、最も優秀であった1者を契約先候補者とする。

11. 契約の締結

契約先候補者の決定後、企画書の内容について、必要に応じて協議を行い修正する場合がある。この場合、見積額が変更になるときは再見積りを提出すること。

契約先候補者から提出された見積書（再見積り含む）により、契約先候補者と機構との間で契約金額等についての交渉を行い、契約を締結する。ただし、契約金額は予定価格の制限の範囲内とする。

12. 契約保証金

免除

13. 支払条件

確定検査後払い

14. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画書については、契約書に添付され、契約の一部を構成する場合がある。

(3) 選定の成否を問わず説明書等の作成費用は支給しない。

(4) 契約先候補者の決定過程等に係る問い合わせには応じない。

(5) 提出された企画書等は審査のためのみに使用し、公開しない。また、返却はしない。

(6) 契約の相手方との間で締結する契約が、別に定める「契約の公表に関する事務取扱要領」の公表要件に該当する場合には、契約の相手方の商号又は名称、契約金額等について原子力発電環境整備機構HPにて公表するものとする。

(7) 再委託については、機構が再委託の必要性を確認した場合等を除き原則禁止とする。契約当初から再委託を予定している場合は、別記様式1に基づき実施体制図を作成し、再委託先の事業概要及び業務実績等とともに企画書等及び見積書提出時に機構に対し提出する必要がある。機構にて実施体制に問題がないことを確認した後に契約の締結を行う。また、必要な事項について再委託先と書面により契約を締結し、再委託先の管理を徹底すること。詳しくは別紙「再委託の取

扱いについて」を参照すること。

- (8) 本業務は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（業務の委託）第57条に基づき、経済産業大臣より認可を受ける必要があるため、その認可を得られないときは、契約先候補者との契約ができない場合がある。

以 上

再委託の取扱いについて

1. 再委託の承認申請

- ・再委託は、機構が再委託の必要性を確認した場合等を除き原則禁止。

<再委託認定基準>

- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理に関する業務以外の再委託について、以下の要件のいずれかを満たす場合にこれを認める。

- ①受託者が再委託した方が効率的である場合
- ②受託者が再委託した方が委託内容に高い知見を持った業者を選定してくれる場合
- ③その他事情を勘案し、必要な場合

- ・契約当初から再委託を予定している場合は、別記様式1に基づき実施体制図を作成し、企画書等及び見積書提出時に再委託先の事業概要及び業務実績等とともに機構に対し提出する必要がある。機構にて実施体制に問題ないことを確認した後に契約の締結を行う。なお、再委託比率が50%を超える場合はその理由を書類に記載のこと。

2. 契約上の留意事項

- ・契約締結後、受託者は契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面にて約定すること。

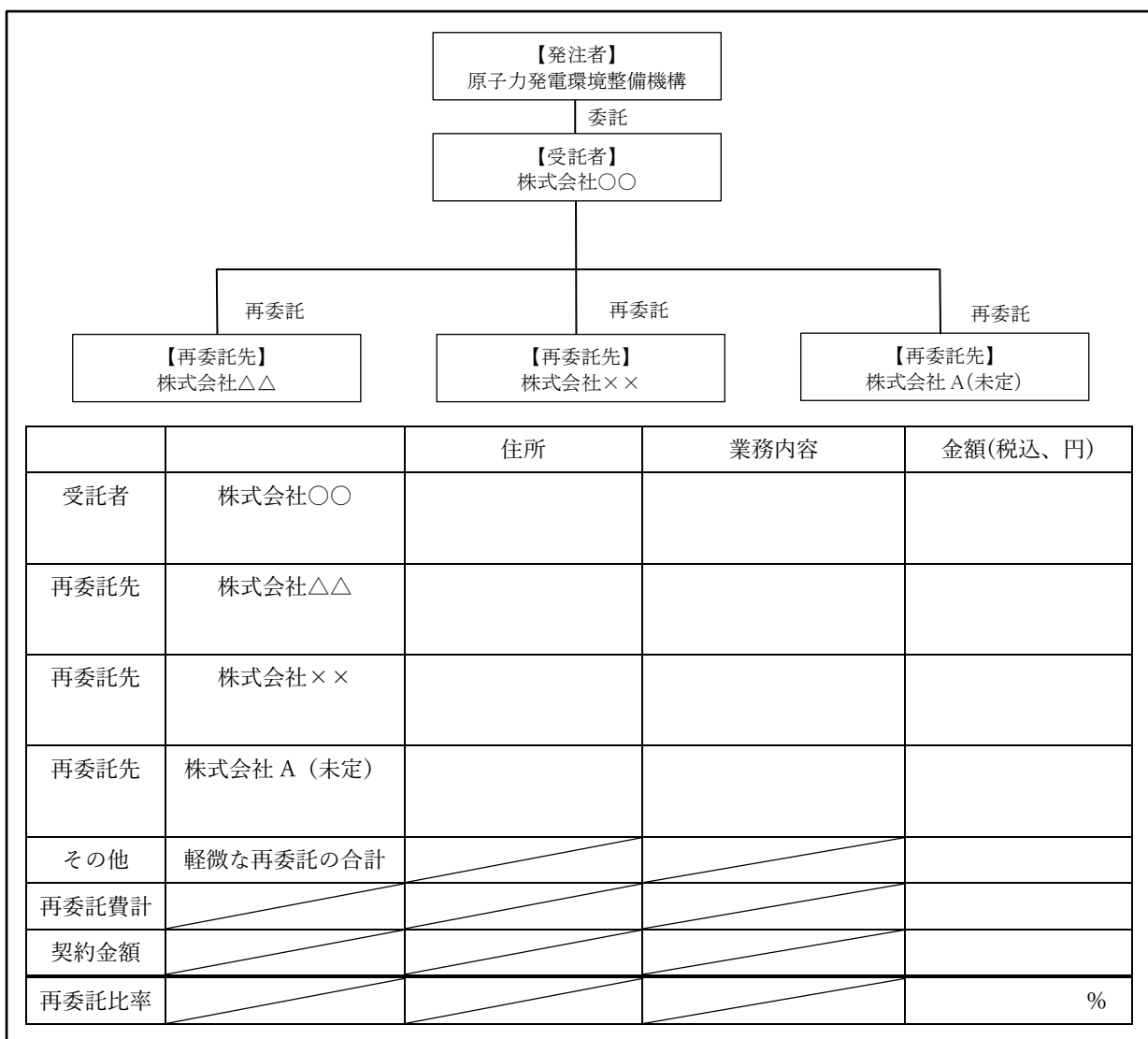
3. 再委託先の管理

- ・受託者は、再委託先の行為について、全ての責任を負うこととし、再委託先の管理を徹底すること。

以 上

別記様式 1 「実施体制図」

● 実施体制図 件名「CM 素材の制作」



※再委託比率とは、再委託の契約金額(税込)÷契約総額(税込)×100により算出した率のことを指す。

小数点以下第 2 位を四捨五入にて算出すること。

※機構との契約締結後、契約書第 13 条 3 項に基づき再委託承認申請書の提出が必要となる場合は、以下の通り。

- ・再委託先の追加・変更
- ・再委託先の名称・所在地の変更
- ・再委託する業務内容の追加・変更
- ・再委託比率が50%を超える場合
- ・再委託予定金額の変更(増加の場合に限る)

※受託者は、契約書の第 13 条第 5 項に記載の事項について、機構との契約締結後に再委託先と書面にて約定を行い、写しを機構に提出すること。

※軽微な再委託とは、1 件あたりの契約金額が 100 万円未満で、かつ委託費総額の 50%以下の再委託を指す。

別記様式1「実施体制図」

● 再委託を行う理由

<ul style="list-style-type: none">・株式会社△△・・・・株式会社××・・・・株式会社 A（未定）・・・
--

● 再委託比率が50%を超える場合はその理由

--